

**児童発達支援センター「洛西愛育園」・重要事項説明書**  
**「保育所等訪問支援」**

**1. 施設経営法人**

名 称	社会福祉法人 <small>きょうとぎりすときょうふくしかい</small> 京 都 基 督 教 福 祉 会
所 在 地	京都市西京区榎原百々ヶ池3
電 話 番 号	(075) 381-0011
代 表 者 氏 名	理事長 堀井 忠
設 立 年 月 日	1970 (昭和45) 年11月18日

**2. 事業の概要**

支援の種類	保育所等訪問支援に係る指定通所支援 事業者番号 2654000013
施設の目的	心身の発達に制約をもつ子どもの発達支援
施設の名称	児童発達支援センター 洛西愛育園
施設の所在地	京都市西京区榎原百々ヶ池23
電話番号・ファックス番号 ホームページ	電話 (075) 391-7793      ファックス (075) 391-8024 <a href="https://rakusaiaiiku.jp/">https://rakusaiaiiku.jp/</a>
管 理 者	大橋 良輝
施設の運営方針	<p>当園は、心身の発達に制約をもつ子ども達が制約を制約と感じず、この社会で心地良く生きるために自らの持てる力を発揮し、活動することで心身の健やかな発達を遂げることを援助します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当園は、発達上に制約をもつ子ども達を「治療」の対象、「改善」の対象とは考えません。この子ども達は通常環境では生き辛さをもつかもみれません。生き辛さを持ちつつも精一杯生きようとする子ども達に必要なことは「正常・通常」という一般的な枠組へ入れ込むための治療や行動改善ではなく、もてる力を発揮してイキイキ活動しながら自らの発達の道を歩むことを支援することだと考えます。</p> </div>

**3. 事業実施区域及びサービス提供時間**

(1) 事業実施区域 京都市全域

(2) サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日および 営業時間、サービス提供時間	月曜日～土曜日(休業日：日曜日、国民の祝日、年末年始その他) 営 業 時 間：8:25～17:10 サービス提供時間：10:00～16:30 間の支援が有効な時間
-----------------------------	---

**4. 対象児童**

(1) 発達について療育支援が必要な児童

(2) 発達の制約や発達特徴により療育支援が必要な児童

**5. 施設設備の概要**

## 6. 職員の配置状況

管理者：1名 児童発達支援管理責任者：1名 訪問支援員：1名

## 7. 当施設が提供する訪問支援と利用料

### (1) 「保育所等訪問支援計画書」

「保育所等訪問支援計画」を作成し、訪問支援を行います。

- 「保育所等訪問支援計画」は、京都市が決定した「支給量」(受給者証に記載)と保護者の意向と対象児童の心身の状況を踏まえて、具体的な支援内容等を記載します。
- 「保育所等訪問支援計画書」は、保護者に事前説明を行い、同意をいただくとともに、申し出により、いつでも見直しする事ができます。

### (2) 訪問支援内容

当園における支援内容は、次の通りです。

- 集団生活への適応のための専門的な支援
- 施設職員への支援方法等の助言、相談、情報共有

### (3) 利用者負担額について

上記訪問支援に係る利用料が給付されます。利用料は当園が代理受領いたします。利用者負担額は、国が定める給付金の1割です。

但し、京都市は保護者の納税額により上限負担額があります。各保護者の負担額については受給者証に記載されています。

- ・保育所等訪問支援給付費：1,035単位×10.62=10,991円
- ・訪問支援員特別加算：679単位×10.62=7,210円)
- ・初回加算 児童発達支援管理責任者が初回又は初回に属する月に保育所等に訪問し事前調整やアセスメントを行った場合：200単位
- ・家庭連携加算 家庭を訪問し児童、ご家族等に相談を行った場合に加算されます。  
1時間未満：187単位 1時間以上：280単位
- ・利用者負担上限額管理加算 他事業所を利用している場合、保護者の依頼を受け、通所利用負担額合計額の管理を行った場合：150単位
- ・福祉・介護職員処遇改善加算

**※3歳児～5歳児は無償化の対象となり利用者負担はありません。**

**※同じ日に同じ場所で複数の児童に支援した場合は、所定単位数の93%を算定。**

### (4) 訪問は支援利用にかかる実費負担額について

実費徴収させて頂くのは以下の内容です。

- 個人教材費(教材や物品を個別に用意する場合は保護者と協議の上、ご負担をお願いすることがあります。)
- 写真代(1枚60円)。
- 事業実施地域以外において保育所等訪問支援を提供する場合に要した交通費。(当園公用車を利用の場合は1kmごと25円)

### (5) 利用の中止、変更

- 保育所等訪問支援計画書で定めた支援の利用を中止または変更する事ができます。この場合は、事前に申し出てください。

- 保護者が希望する日および時間に支援の提供ができない場合は、保護者、訪問先施設と相談の上、調整いたします。

## 8. 保育所等訪問支援の利用に関する留意事項

### (1) 支援内容の変更

利用当日に、対象児童または保護者の体調等の理由で予定されていた支援が実施できない場合には、保護者の同意を得て、中止にする場合があります。

### (2) 受給者証の確認

「住所」および「利用者負担上限額」「支給量」「支給決定期間」等「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに当園に「受給者証」を提出ください。

## 9. 苦情の受付について

### (1) 当園における苦情の受付（プライバシーは保護されますのでご安心下さい）

支援に対するご不安、苦情、ご意見や利用料のお支払いや手続きなどサービス利用全般に関するご相談は、日常の電話等でもお受け致しておりますが、以下のような窓口もありますのでご利用下さい。

また、利用者の記録等の情報開示の請求も以下の専用窓口で受け付けます。

受付担当者	新葉祥代	解決責任者	園長 大橋良輝
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:25～17:10		

### (2) 第三者委員

当園の職員に相談することが<sup>はばか</sup>られる場合は、下記の方にご相談下さい。お力になって頂けます。

田中都志子	当法人監事	(075) 381-7333
民谷 渉	弁護士	(075) 241-2244 (つくし法律事務所)

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

京都府社会福祉サービス 運営適正化委員会	京都市中京区竹屋町通り烏丸東入る清水町375	ハートピア京都5F
京都市児童福祉センター 発達相談所	京都府社会福祉協議会内	電話 (075) 252-6291 ファックス (075) 252-6310
第二児童福祉センター (南区・伏見区管内)	京都市上京区竹屋町千本東入主税町910-25	電話 (075) 801-2929
京都市子どもはぐくみ局 子ども家庭支援課	京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26	電話 (075) 612-2727
	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1	井門明治安田生命ビル2F 電話 (075) 746-7625 ファックス (075) 251-1133

## 10. 緊急時などの対応

- (1) 支援実施中に利用者に事故が発生した場合には、予め決められた緊急時対応マニュアルにより緊急措置を実施し、速やかに利用者の家族に連絡し、状況によっては病院に受診します。
- (2) 利用者に健康上の急変が生じた場合、速やかに利用者の家族に連絡します。
- (3) 家族に事故の詳細を報告し、記録をします。また、事故内容によっては京都市に報告します。
- (4) 損害賠償保険への加入

下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険会社
保険名	社会事業者総合補償制度まごころワイド
補償の概要	賠償責任補償制度、傷害見舞金補償制度、死亡・後遺障害見舞金、入院保険、通院保険

(5) 協力医療機関

緊急時の相談や園児の状態によっては搬送して安全を確保することを病院側と契約しています。

社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂病院

〒615-8256 京都市西京区山田平尾町17 電話 (075) 391-5811

嘱託医は京都桂病院 小児科 Dr です。

(6) 非常災害対策

非常火災に備えるため、予め消防計画等の対策を立て対応します。非常災害時は人命救助を最優先します。

11. 個人情報保護について

当園が得た個人情報に関しては、保護者の同意なく他者に提供することはありません。当園が保護者の同意を得て提供する場合とは、例えば、園児の治療のための病院との連携、福祉サービス利用のための事業所との連携、訪問施設職員との連携等です。その他、園児の不利益とならない範囲で園の広報活動、研究活動等でご協力を願う場合は、必ず保護者の同意を得るものとし、同意の得られない場合は外部に情報提供することはありません。

12. 介護・福祉第三者評価

実施の有無	有	実施年月日	2023年2月28日
評価機関	一般財団法人 社会的認証開発 推進機構	評価結果の開示状況	ホームページ

※第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する。

13. 支援開始年月日

年 月 日より支援提供を開始します。

保育所等訪問支援に係る指定通所支援事業の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

施設名 洛西愛育園

説明者職名・氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて施設より重要事項の説明を受け、保育所等訪問支援に係る指定通所支援事業提供開始に同意しました。

年 月 日

保護者住所

氏名 ⑩